

平成17年12月15日  
警察庁長官官房総務課

## 警察署の統廃合について

近年、都道府県警察において、市町村合併の進展を契機として、あるいは小規模警察署の非効率解消を図るために、警察署の統廃合が行われていることから、その状況、効果等を検証するとともに、廃止警察署に代えて分署を設置することの可否及び廃止警察署に代えて設置されている例が多い幹部交番等（警部以上の階級に属する幹部が常駐する交番その他の派出所をいう。以下同じ。）の業務の在り方とその名称について検討・整理した。その概要は下記のとおりである。

なお、警察においては、警察署の統廃合について、今後とも、住民の意見を聴き、住民が不安を感じることをないよう配慮するとともに、統廃合の状況について検証を行うこととしている。

### 記

#### 1 警察署の現状

平成17年11月1日現在 1,244署（平均配置警察官数 135人）

#### 2 統廃合の概要

平成15年4月1日以降、平成17年11月1日までの間に、14府県において56署を26署に統廃合

#### 3 統廃合の理由

小規模警察署の非効率解消

警察署の管轄区域と行政区域の一致

#### 4 統廃合に伴う人員配置

統廃合実施署の平均配置警察官数 57人 120人（+63人）

#### 5 統廃合による効果

- (1) 当直体制に専務捜査員を組み込むことによる初動捜査体制の強化
- (2) パトカーの運用体制の強化による、パトカー運用の空白の解消、住民の安心感の向上、初動対処能力の向上、レスポンスタイムの縮減
- (3) 留置管理体制や当直体制の強化による地域警察官の転用勤務の減少
- (4) 当直体制の強化により夜間・休日の職員の招集が減少するなど職員の負担

が軽減

- (5) 警察署の管轄区域と行政区域の一致による関係機関との連絡・調整の円滑化

## 6 統廃合に伴う問題とその改善状況

- (1) 住民の不安感の解消と利便性の確保

統廃合を実施した多くの府県で、廃止警察署施設に幹部交番等を設置し、地域警察活動のほか、制限外積載許可、自動車運転免許の更新等の事務を取り扱うこととされている。

- (2) 管轄区域の拡大に伴う事件事故に対する迅速な対応の確保

パトカーの運用強化により対応。レスポンスタイムが縮減された例もあり。

## 7 パブリックコメント等の実施状況

パブリックコメント又は警察署協議会において住民等の意見を聴取

主な意見は、警察署の存続要望、分署等の設置要望、行政事務の継続、住民との協力体制の確立

## 8 分署の設置の可否及び幹部交番等の業務の在り方とその名称について

- (1) 分署の設置の可否

現行警察法上、警察署の管轄区域を更に分かつ「分署」のような組織を設けることはできない。

他方で、警察署に別庁舎を設け、警察署が処理する事務の一部を取り扱うことは可能である。ただし、その名称は、警察署の一部である「分庁舎」、「分館」等が妥当であり、あたかも警察署の管轄区域の一部につき警察署の事務を処理するものとの誤解を与えかねない「分署」の名称は使わない。

- (2) 幹部交番等の業務の在り方とその名称

幹部交番等において、地域警察以外の様々な事務を処理することは可能である。ただし、事務処理の責任の所在を明確にするため、警察署主管課長の指揮監督の下で取り扱われるよう所要の措置を講ずる必要がある。

かかる幹部交番等については、「交番」等の名称に併せて、「分庁舎」、「分館」等の名称を付すことができるが、(1)と同様の理由により、「分署」の名称は使わない。